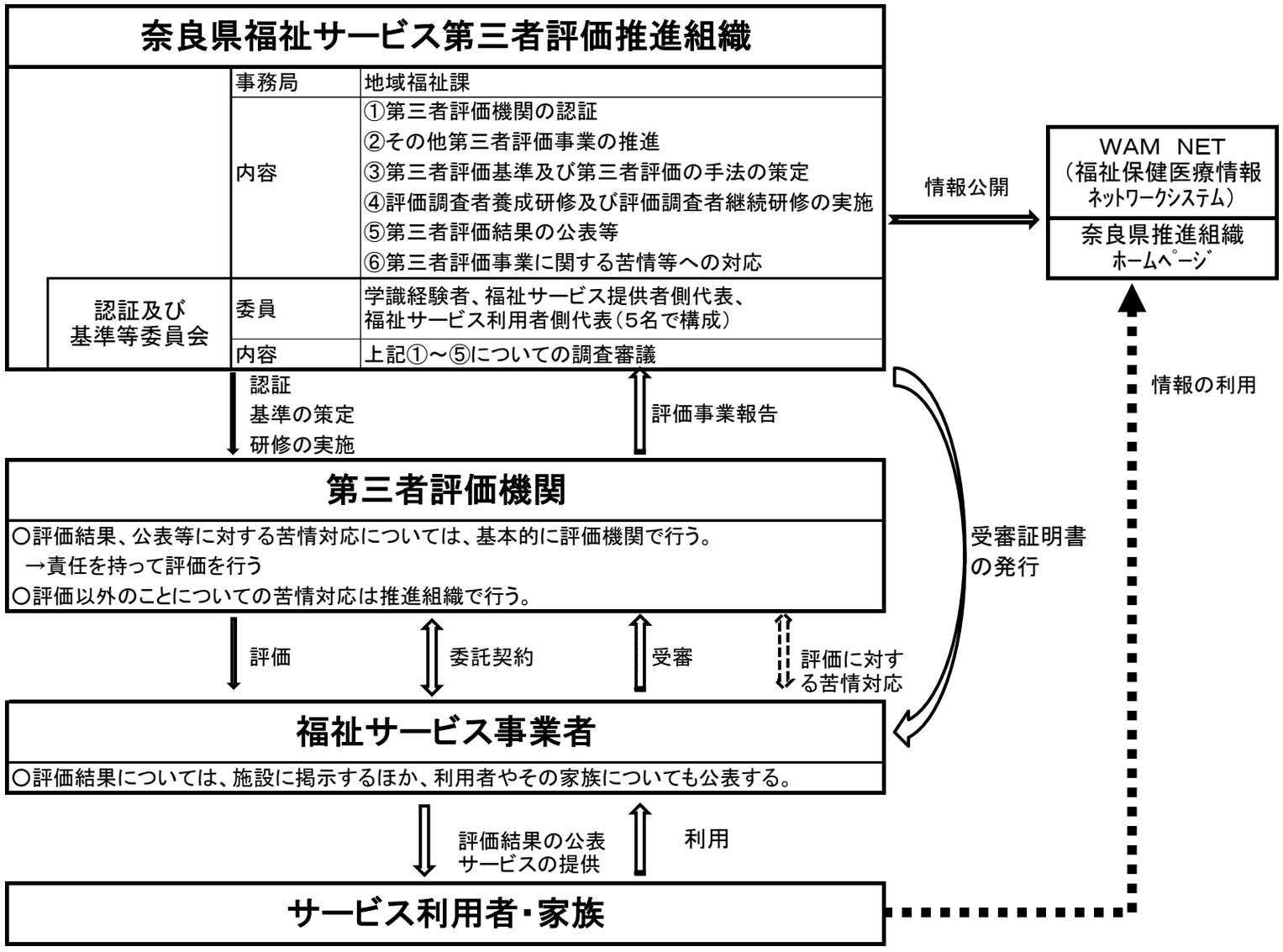
奈良県福祉サービス第三者評価推進組織
事務局
地域福祉課
内容
①第三者評価機関の認証
②その他第三者評価事業の推進
③第三者評価基準及び第三者評価の手法の策定
④評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修の実施
⑤第三者評価結果の公表等
⑥第三者評価事業に関する苦情等への対応
認証及び
基準等委員会
委員
学識経験者、福祉サービス提供者側代表、
福祉サービス利用者側代表（5名で構成）
内容
上記①～⑤についての調査審議
情報公開
WAM NET
（福祉保健医療情報
ﾈｯﾄﾜｰｸｼｽﾃﾑ）
奈良県推進組織
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ
情報の利用
認証
基準の策定
研修の実施
評価事業報告
受審証明書
の発行
第三者評価機関
○評価結果、公表等に対する苦情対応については、基本的に評価機関で行う。
→責任を持って評価を行う
○評価以外のことについての苦情対応は推進組織で行う。
評価
委託契約
受審
評価に対す
る苦情対応
福祉サービス事業者
○評価結果については、施設に掲示するほか、利用者やその家族についても公表する。
評価結果の公表
サービスの提供
利用
サービス利用者・家族